

富士市健康づくりヘルパー事業の人員、設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号にイに規定する第1号訪問事業のうち、市が指定する事業者が緩和した基準により実施するサービス（以下「健康づくりヘルパー事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくりヘルパー事業者 健康づくりヘルパー事業を行う者として、市が指定した者をいう。
- (2) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 第1号事業費用基準額 省令第140条の63の2第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービス事業に要した費用の額を超えるときは、当該現にサービス事業に要した費用の額とする。）をいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該事業の事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業のサービスをいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(健康づくりヘルパー事業の一般原則)

第3条 健康づくりヘルパー事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 健康づくりヘルパー事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパーを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 健康づくりヘルパー事業者は、その利用者が可能な限りその者の居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第5条 健康づくりヘルパー事業者が当該健康づくりヘルパー事業を行う事業所（以下「健康づくりヘルパー事業所」という。）に置くべき従業者（訪問介護員等（訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。）又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）の員数は、当該事業を行うために必要と認められる数とする。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、その健康づくりヘルパー事業所ごとに、常勤の従業者のうち1人以上の者を訪問事業責任者としなければならない。この場合において、当該訪問事業責任者の員数については、利用者の数に応じて必要数とし、常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の訪問事業責任者は、専ら健康づくりヘルパー事業に従事する者をもって充てなければならない。ただし、利用者に対する健康づくりヘルパー事業の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

4 健康づくりヘルパー事業者が、介護予防訪問介護相当サービス事業者（富士市介護予防訪問介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準（以下「介護予防訪問介護相当サービス基準」という。）第2条第1号に定める介護予防訪問介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問介護事業者（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年静岡県規則第22号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するとされた第5条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号。以下「指定介護予防サービス等基準規則」という。）第4条第1項に規定する指定介護予防事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問介護事業者（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号。以下「指定居宅サービス等基準規則」という。）第4条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、健康づくりヘルパー事業の事業と、介護予防訪問介護相当サービス（介護予防訪問介護相当サービス基準第1条に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準規則第3条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。）の事業又は指定訪問介護（指定居宅サービス等基準規則第3条に規定する指定訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ介護予防訪問介護相当サービス基準第5条第1項から第4項まで、指定介護予防サービス等基準規則第4条第1項から第4項まで又は指定居宅サービス等基準規則第4条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、健康づくりヘルパー事業所の管理上支障がない場合は、健康づくりヘルパー事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第7条 健康づくりヘルパー事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、健康づくりヘルパー事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 健康づくりヘルパー事業者が、介護予防訪問介護相当サービス事業者、指定介護予防訪問事業者又は指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、健康づくりヘルパー事業と介護予防訪問介護相当サービス、指定介護予防訪問事業又は指定介護訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれ介護予防訪問介護相当サービス基準第7条第1項、指定介護予防サービス等基準規則第6条第1項又は指定居宅サービス等基準規則第6条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 健康づくりヘルパー事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該健康づくりヘルパー事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 健康づくりヘルパー事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 健康づくりヘルパー事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用する電子計算組織に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあっては、健康づくりヘルパー事業者の使用に係る電子計算組織に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確

実に記録しておくことができる物をもって調整するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、健康づくりヘルパー事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 健康づくりヘルパー事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち健康づくりヘルパー事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を受けた健康づくりヘルパー事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第9条 健康づくりヘルパー事業者は、正当な理由なく健康づくりヘルパー事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 健康づくりヘルパー事業者は、当該健康づくりヘルパー事業所の通常の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な健康づくりヘルパー事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の健康づくりヘルパー事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定の有無、

事業対象者資格の有無、要支援認定の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、健康づくりヘルパー事業を提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第12条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な支援を行わなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等(法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)又は介護予防支援計画書(第1号介護予防支援事業により居宅要支援被保険者ごとに作成される計画をいう。)(以下「介護予防サービス・支援計画」という。)の作成のために介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた第1号事業の担当者を召集して行う会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第14条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業を提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター

等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第15条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供の開始に際し、当該利用申込者が省令第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供)

第16条 健康づくりヘルパー事業者は、利用者に係る介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画に沿った健康づくりヘルパー事業を提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画等の変更の援助)

第17条 健康づくりヘルパー事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第18条 健康づくりヘルパー事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第19条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業を提供したときは、当該健康づくりヘルパー事業の提供日及び内容、当該健康づくりヘルパー事業について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 20 条 健康づくりヘルパー事業者は、法定代理受領サービスに該当する健康づくりヘルパー事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該健康づくりヘルパー事業に係る第 1 号事業費用基準額から当該健康づくりヘルパー事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 健康づくりヘルパー事業者は、法定代理受領サービスに該当しない健康づくりヘルパー事業を提供した際にその利用者から支払を受ける額と、健康づくりヘルパー事業に係る第 1 号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 健康づくりヘルパー事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において健康づくりヘルパー事業を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 健康づくりヘルパー事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第 21 条 健康づくりヘルパー事業者は、法定代理受領サービスに該当しない健康づくりヘルパー事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した健康づくりヘルパー事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第 22 条 健康づくりヘルパー事業者は、従業者に、その同居家族である利用者に対する健康づくりヘルパー事業の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第 23 条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに健康づくりヘルパー事業の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められたとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって健康づくりヘルパー事業を受け、又は受けようとしたと

き。

(緊急時等の対応)

第 24 条 従業者は、現に健康づくりヘルパー事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第 25 条 健康づくりヘルパー事業所の管理者は、当該健康づくりヘルパー事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 健康づくりヘルパー事業所の管理者は、当該健康づくりヘルパー事業所の従業者にこの基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 訪問事業責任者（第 44 条第 2 項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健康づくりヘルパー事業の利用申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等との連携を図ること。
- (4) 従業者（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 従業者の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 従業者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 従業者に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) 地域包括支援センター等に対し、健康づくりヘルパー事業の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要情報の提供を行うこと。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第 26 条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 健康づくりヘルパー事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項
(介護等の総合的な提供)

第 27 条 健康づくりヘルパー事業者は、事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第 28 条 健康づくりヘルパー事業者は、利用者に対し適切な健康づくりヘルパー事業を提供できるように、健康づくりヘルパー事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所ごとに、当該健康づくりヘルパー事業所の従業者によって健康づくりヘルパー事業を提供しなければならない。
- 3 健康づくりヘルパー事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 健康づくりヘルパー事業者は、適切な健康づくりヘルパー事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより健康づくりヘルパー従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 28 条の 2 健康づくりヘルパー事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する健康づくりヘルパー事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー従業等に対し、業務継続計画について周知

するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 健康づくりヘルパー事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 29 条 健康づくりヘルパー事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

- 3 健康づくりヘルパー事業者は、当該健康づくりヘルパー事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該健康づくりヘルパー事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、健康づくりヘルパー従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該健康づくりヘルパー事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該健康づくりヘルパー事業所において、健康づくりヘルパー従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第 30 条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所の見やすい場所に、第 65 条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、重要事項を記載した書面を当該健康づくりヘルパー事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

- 3 健康づくりヘルパー事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(秘密保持等)

第 31 条 健康づくりヘルパー事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 健康づくりヘルパー事業者は、当該健康づくりヘルパー事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 健康づくりヘルパー事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 32 条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第 32 条の 2 健康づくりヘルパー事業者は、ケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等及びその従業者に対する利益供与の禁止)

第 33 条 健康づくりヘルパー事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の健康づくりヘルパー事業者による健康づくりヘルパー事業を利用させることの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情への対応)

第 34 条 健康づくりヘルパー事業者は、提供した健康づくりヘルパー事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 健康づくりヘルパー事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 健康づくりヘルパー事業者は、提供した健康づくりヘルパー事業に関し、法第 115 条の 45 の 7 の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提出の求め又は当該市の職員か

らの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 健康づくりヘルパー事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 健康づくりヘルパー事業者は、提供した健康づくりヘルパー事業に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 健康づくりヘルパー事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第34条の2 健康づくりヘルパー事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した健康づくりヘルパー事業に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して健康づくりヘルパー事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても健康づくりヘルパー事業の提供を行うよう努めなければならない。

（市が実施する事業への協力）

第35条 健康づくりヘルパー事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した健康づくりヘルパー事業に関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第36条 健康づくりヘルパー事業者は、利用者に対する健康づくりヘルパー事業の提供により事故が発生した場合は、当該利用者に係る市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 健康づくりヘルパー事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置を記録しなければならない。

3 健康づくりヘルパー事業者は、利用者に対する健康づくりヘルパー事業の提供により賠償

すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第 37 条 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業所ごとに、経理を区分するとともに、健康づくりヘルパー事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第 38 条 健康づくりヘルパー事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 健康づくりヘルパー事業者は、利用者に対する健康づくりヘルパー事業の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 第 41 条第 2 号の個別サービス計画

(2) 第 41 条第 8 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第 19 条第 2 項の提供した具体的な健康づくりヘルパー事業の内容等の記録

(4) 第 23 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 第 34 条第 2 項の苦情の内容等の記録

(6) 第 36 条第 2 項の事故の状況及び講じた措置の記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 39 条 健康づくりヘルパー事業者は、当該健康づくりヘルパー事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、次に掲げる事項を市に届け出なければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に健康づくりヘルパー事業を受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 健康づくりヘルパー事業者は、前項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前 1 月以内に当該健康づくヘルパー事業を受けていた者であって、当該健康づくりヘルパー事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該健康づくりヘルパー事業に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な健康づくりヘルパー事業等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター等、他の健康づくりヘルパー事業者、その他関係者と

の連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(健康づくりヘルパー事業の基本取扱方針)

第40条 健康づくりヘルパー事業は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 健康づくりヘルパー事業者は、自らその提供する健康づくりヘルパー事業の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して健康づくりヘルパー事業の提供に当たらなければならない。
- 4 健康づくりヘルパー事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による健康づくりヘルパー事業の提供に努めなければならない。
- 5 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するような適切な働きかけに努めなければならない。

(健康づくりヘルパー事業の具体的取扱方針)

第41条 従業者の行う健康づくりヘルパー事業の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 健康づくりヘルパー事業の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、必要に応じ、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、個別サービス計画を作成する。
- (3) 訪問事業責任者は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って個別サービス計画を作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、個別サービス計画を作成した場合は、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 健康づくりヘルパー事業の提供に当たっては、個別サービス計画に基づき、利用者が日

常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

- (7) 健康づくりヘルパー事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、健康づくりヘルパー事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 健康づくりヘルパー事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 健康づくりヘルパー事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うものとする。
- (11) 訪問事業責任者は、健康づくりヘルパー事業の提供の開始時及び以後必要時に、利用者の状態、当該利用者に対する健康づくりヘルパー事業の提供状況について、当該介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、必要に応じて当該個別サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該健康づくりヘルパー事業の提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (13) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更について準用する。

（健康づくりヘルパー事業の提供に当たっての留意点）

第42条 健康づくりヘルパー事業の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 健康づくりヘルパー事業者は、健康づくりヘルパー事業の提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（担当職員が介護予防サービス・支援計画の作成に当たり適切な方法により、利用者について、その有している生活機能、健康状態、その置かれている環

境等を把握した上で、運動及び移動、家庭生活を含む日常生活、社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション、健康管理の領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握することをいう。)において把握された課題、健康づくりヘルパー事業の提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な健康づくりヘルパー事業の提供に努めること。

- (2) 健康づくりヘルパー事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(虐待の防止)

第 43 条 健康づくりヘルパー事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該健康づくりヘルパー事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該健康づくりヘルパー事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該健康づくりヘルパー事業所において、健康づくりヘルパー従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(電磁的記録)

第 44 条 書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）で行うことが規定されている又は想定されているものについて、次の各号に掲げる見直しを行う。

- (1) 健康づくりヘルパー事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子

的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(2) 健康づくりヘルパー事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第45条 この基準に定めるもののほか、健康づくりヘルパー事業の基準に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。